

職員の懲戒処分等について

白馬村では、平成 25 年 10 月 24 日、公共下水道事業受益者負担金問題で、以下のとおり懲戒処分等を行いました。

再びこのような信頼を裏切ることのないよう、職員一丸となって、村政の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

当該職員及び処分内容

○ 戒告（根拠法令：地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号）

課長級（58 歳）男

課長級（56 歳）男

課長級（55 歳）男

課長級（51 歳）男

課長補佐級（57 歳）男

係長級（54 歳）男

○ 訓告

職員 13 名

○ 口頭注意

職員 1 名

担当：総務課

TEL：0261-72-7002（直通）